

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 46

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に強いるシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。

根拠法令等

地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。

このため、全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な伐採立木材積等の計画量を定めた全国森林計画を、都道府県知事の意見を聴いた上で策定している。

都道府県知事が策定する地域森林計画については、この全国森林計画と整合したものとする必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。

なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律等について全国一定の水準を保つことは必要であると考えますが、地域森林計画を変更する場合において「対象とする森林の区域」や「林道の開設及び改良に関する計画」の変更は、森林施業や保護の方法の規律等の変更は行わない極めて軽易な内容であるので、協議の対象から除外すべきである。

また、同意対象事項を変更する場合においても、その計画量の変更が、あらかじめ示されている大臣協議同意基準を満たす範囲内であれば、同様に軽易な変更と考えられるので、同意対象から除外すべきである。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち
 - ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
 - ・造林面積その他造林に関する事項
 - ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - ・保安林の整備

に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。

- 特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求

めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(i)の(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。

○ 同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的な基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量はその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおりである一方、造林は計画を大幅に下回っており、こうした実態を後追いで計画が策定されれば、将来にわたって多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念。

○ 地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切ではない。

また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 「対象とする森林の区域」は、森林の量自体に係る項目であり、同意・協議事項である伐採材積等と緊密に関係するとともに、「林道の開設及び改良に関する計画」は森林整備の基盤となるものであり伐採材積等に対応して計画することが重要であることから、両事項とも変更の場合であっても国との協議は必要である。

同意・協議事項について、変更が同意基準の範囲内であれば対象から除外するとの意見については、当該事項が基準の範囲内である旨の確認を要するため、引き続き国との同意・協議は必要である。なお、軽微な変更の場合や同意基準の範囲内の場合は協議等に時間を要せず、公告・縦覧期間と並行して事前協議を実施すること等により、本協議においては直ちに同意等を通知することから、同意・協議又は協議に策定手続き上の負担や支障は生じないと考える。

(詳細は別紙のとおり)

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 地域森林計画に係る国の同意・協議を廃止した場合、森林の成長量に応じた伐採量や伐採量に応じた造林量、森林吸収源対策としての間伐量などの森林の取扱いの根幹に係る計画量について、全国的な視点から策定している国の計画との整合が図られず、森林の有する多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障を生じることとなる。

また、協議事項については、伐採や造林の方法等の指標となるものであり、森林所有者等の行う伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては森林経営計画を作成した森林や保安林に係る税制上の特例や各種補助金の要件につながるものである。協議を廃止した場合はこれらについて、全国的な視点から一定の水準（公平性）を確保することが困難となる。

なお、地域森林計画の策定に係る国の同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会第三次勧告に示された「(i) 同意を要する協議を許容する場合」(a)並びに(b)のメルクマールに該当するものと考えている。

- (a)…法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
- (b)…地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

○ 国の同意・協議が必要とされている地域森林計画における森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積、保安林の整備に係る計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が全国森林計画で定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。

この都道府県が定める計画量の算出に当たっては、都道府県が地域の実情を踏まえた計画を策定できるよう、20%以内の増減の幅を設定しているところである。また、この増減の幅を20%としたのは、その範囲内であれば国が定める計画量とおおむね等しいと認められるためであり、この範囲を逸脱する場合は、総量を定める国の計画との整合性が図られず、ひいては森林の多面的機能の発揮に支障が生じるものと考えている。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおり実行されている一方、造林は計画を大幅に下回っている実態となっており、こうした実態を後追いで地域森林計画が策定されることとなれば、行政としての政策目標を失い、将来にわたって伐採後の適切な造林が実施されないこととなり、森林の多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念されることである。

○ 仮に同意を廃止し、必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を行うこととした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切ではない。

さらに、地域森林計画の策定後に是正を行うことになれば、是正前に策定された地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画、さらにその計画に適合して森林所有者等が作成した森林経営計画や伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、訂正に多大の労力と時間を要することになるとともに、森林所有者等に予定外の費用負担を課すことになりかねない。さらに、森林経営計画を作成した森林所有者の山林所得に係る税制上の特例措置や森林環境保全直接支援事業等の補助を撤回することにもなりうる。

加えて、不適切な計画に基づき森林が伐採され造林されずに放置された場合には、その回復に長年月と多額の資金を必要とすることになる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 「対象とする森林の区域」は、まさに森林の量自体に係る項目であり、同意・協議事項である伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積等と緊密に関係しているため、変更を行う場合であっても国と都道府県の協議は必要である。

また、「林道の開設及び改良に関する計画」については、森林の整備を進める上での基盤とな

るものであり、同意・協議事項である伐採立木材積等の計画量に対応して計画することが重要であるため、変更を行う場合であっても国と都道府県との間の調整を図る協議は必要である。

同意・協議事項の変更において、計画量の変更が大臣協議の同意基準の範囲内であれば同意対象から除外するとの意見については、国において当該事項が基準の範囲内である旨の確認が必要となることから、引き続き国との同意・協議は必要である。なお、変更内容が軽微な場合や同意基準の範囲内である場合は協議等に時間を要することなく、公告・縦覧の期間と並行して事前協議を実施すること等により、本協議においては直ちに同意の通知等を発出することとなることから、同意・協議又は協議を行うことに地域森林計画策定手続き上の負担や支障は生じないものとする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 46

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられているが、国への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【根拠条文】
森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。

【提案事項・支障事例】
「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられており、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要していることから、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出としてほしい。
事前協議における調整期間がおおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。

根拠法令等

地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。

このため、全国158の森林計画区において都道府県知事が策定する地域森林計画については、全国的な資源計画である全国森林計画と整合したもとの必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。

なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定するとともに、事前協議を含む手続については、平成25年の第4次見直しにおいて、

- ・任意的記載事項(森林の整備及び保全のために必要な事項)を協議から届出に見直し、協議対象を必要最小限の項目に限定

- ・2週間以内で行う事前調整が整っている場合には協議・同意の手続を速やかに行うよう措置したところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

<回答>

現行制度では、計画策定に当たり現地調査及び実績等を勘案して計画数量を作成し、県民の意見を反映した上で、森林法に基づき設置している森林審議会において審議した結果を協議・同意を得なければならないとされている。

また、協議・同意を経て策定した計画を国へ報告することまでを求めているものである。

提案内容は、計画策定において、県民や審議会等からの意見を踏まえ作業を進めながら、最後に国の関与によって修正が行われる可能性があるという制度の改善を求めているものであり、県として地域森林計画の内容は全国森林計画に即して整合するものとする森林法の趣旨については十分理解し、遵守するものであることから、協議・同意を廃止し、届出制としていただきたい。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止するべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち

- ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・保安林の整備

に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、

それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。

○ 特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的な基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(i)の(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。

○ 同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的な基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量はその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおりである一方、造林は計画を大幅に下回っており、こうした実態を後追いで計画が策定されれば、将来にわたって多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念。

○ 地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切ではない。

また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 平成25年の「義務付け・枠付けの第4次見直し」において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、実質的に地域森林計画の森林審議会への諮問の前に国との調整を済ませることができることから、国は同意・協議の手続を直ちに行うことが可能となっている。

このため、事前調整を行った内容に大幅な変更がない限り、同意の段階で国が修正を求めることはないと考えている。

(詳細は別紙のとおり)

301 都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止（福島県）

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 地域森林計画に係る国の同意・協議を廃止した場合、森林の成長量に応じた伐採量や伐採量に応じた造林量、森林吸収源対策としての間伐量などの森林の取扱いの根幹に係る計画量について、全国的な視点から策定している国の計画との整合が図られず、森林の有する多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障を生じることとなる。

また、協議事項については、伐採や造林の方法等の指標となるものであり、森林所有者等が行う伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては森林経営計画を作成した森林や保安林に係る税制上の特例や各種補助金の要件につながるものである。協議を廃止した場合はこれらについて、全国的な視点から一定の水準（公平性）を確保することが困難となる。

なお、地域森林計画の策定に係る国の同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会第三次勧告に示された「(i) 同意を要する協議を許容する場合」(a)並びに(b)のメルクマールに該当するものと考えている。

(a)…法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
(b)…地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

○ 国の同意・協議が必要とされている地域森林計画における森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積、保安林の整備に係る計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が全国森林計画で定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。

この都道府県が定める計画量の算出に当たっては、都道府県が地域の実情を踏まえた計画を策定できるよう、20%以内の増減の幅を設定しているところである。また、この増減の幅を20%としたのは、その範囲内であれば国が定める計画量とおおむね等しいと認められるためであり、この範囲を逸脱する場合は、総量を定める国の計画との整合性が図られず、ひいては森林の多面的機能の発揮に支障が生じるものと考えている。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおり実行されている一方、造林は計画を大幅に下回っている実態となっており、こうした実態を後追いついて地域森林計画が策定されることとなれば、行政としての政策目標を失い、将来にわたって伐採後の適切な造林が実施されないこととなり、森林の多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念されるところである。

○ 仮に同意を廃止し、必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を行うこととした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切ではない。

さらに、地域森林計画の策定後に是正を行うことになれば、是正前に策定された地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画、さらにその計画に適合して森林所有者等が作成した森林経営計画や伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、訂正に多大の労力と時間を要することになるとともに、森林所有者等に予定外の費用負担を課すことになりかねない。さらに、森林経営計画を作成した森林所有者の山林所得に係る税制上の特例措置や森林環境保全直接支援事業等の補助を撤回することにもなりうる。

加えて、不適切な計画に基づき森林が伐採され造林されずに放置された場合には、その回復に長年月と多額の資金を必要とすることになる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 平成25年の「義務付け・枠付けの第4次見直し」において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、実質的に地域森林計画の森林審議会への諮問の前に国との調整を済ませることができることから、国は協議・同意の手続を直ちに行うことが可能となっている。

このため、事前調整を行った内容に大幅な変更がない限り、同意の段階で国が修正を求めることはないものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	889	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。

中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金

農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)

根拠法令等

経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等

農工商等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。

また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。

さらに、2割以上の認定案件が都道府県域を越えた中小企業の連携であることから、都道府県での執行は困難である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農工商等連携事業については、平成26年7月現在すでに全国で621件が認定されており、必ずしも全国レベルの先端的なモデル事業に限定しているとはもはや言えず、中小企業者と農林水産業者の経営力の安定及び地域経済の活性化につながる事業については、積極的に支援していくべきと考える。

都道府県に移譲することにより、地域の実情・ニーズに応じたきめ細かい支援が行え、実行性の高い施策展開が期待できる。

都道府県域を越えた中小企業の連携については、当該都道府県同士で情報交換を密にし、認定・執行にあたっては事前にルール化することにより対応は可能である。

なお、地域産業資源活用事業については、都道府県が認定した地域資源を活用した事業であるため、都道府県を越えた連携事業はまれである。

全国知事会からの意見

・地域資源活用に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

【農工商等連携事業】

御指摘の認定件数621件については累積の認定件数であり、認定に際しては全国レベルのモデル性の高い事業に限って認定を行っているところ。

また、都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて本政策に関連した独自施策を行うことは、国としても歓迎すべき話であり、各地で実施いただいている農工商連携ファンド事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農工商連携の「種」や「芽」を支援し、国が全国レベルでのモデル的事業を支援することにより、相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携してまいりたい。

さらに、都道府県域を越える広域案件の中には、同一県内では連携先を見つけるのが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考えます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	57	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	総務省、農林水産省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】
過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。

【支障事例】
自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。

【制度改正の必要性】
同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。

【求める措置内容】
については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。
なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。

根拠法令等

過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項

過疎対策については、対策の主体である市町村と、協力する都道府県がこれを実施し、国が特例措置により財政上、行政上、両面から支援するものである。

自立促進方針は、国がその内容に基づいて行財政上の特別措置を講ずるものとされている市町村計画及び都道府県計画の大枠となるものである。国が特別措置を講ずるにあたって当該大枠について同意を要する協議を受けることは、必要最低限の唯一の事前の関与として、廃止することはできない。

また、地方分権改革推進委員会による第2次勧告(平成20年12月8日)における「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」に該当する条項である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案のとおりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支障はないものとする。

また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。

協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大枠となるものであるため、国の事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできないと考える。

過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に関し、都道府県に勧告すること(法第9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことはできないものとする。

なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	227	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化				
提案団体	宮城県				
制度の所管・関係府省	総務省、農林水産省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。
この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。
そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺漏なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。

根拠法令等

過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項
平成22年12月22日付け総行過第143号、22農振第1730号、国都地第71号

市町村は市町村計画についてあらかじめ都道府県とその内容について協議をすることとされている。このことによって、市町村の施策と都道府県の施策との整合性が図られることとなり、さらには、他の諸施策との整合性が図られ、国・都道府県・市町村が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。

市町村が「事業の中止」又は「大幅な事業量の減」について変更の手続きをしようとする場合についても、「事業の追加」又は「大幅な事業量の増」について変更の手続きをしようとする場合と同様に、都道府県の施策や他の諸施策との整合性を図る必要があることに変わりはなく、都道府県との事前の協議が必要である。例えば、基幹道路の整備(法第14条)、公共下水道の幹線管渠等の整備(法第15条)、医療の確保(法第16条、第17条)及び高齢者の福祉の増進(法第18条)で定める過疎対策や、都道府県独自の過疎対策については、当該対策に係る市町村の事業の追加、中止、大幅な事業量の増減について都道府県と事前に協議することで、都道府県が市町村に協力して遺漏なく実施することができる。

なお、大幅な事業量の増減については、市町村計画の本文修正を伴うもののみ、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとしている。

また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)における「3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置 別表2」の中で「法制度上、当然に国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合」として協議を許容されているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特に意見なし

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案に賛同する。

また、市町村計画の変更にあたり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	374	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。

【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き
同法施行令第3条第4号ア

農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、

- ・ 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域
- ・ 既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市

については、法の対象地域から外すこととしたものである。

このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。

同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」こととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。

よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。

A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業者率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。

法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。

A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。

各府省からの第2次回答

市町村合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として行われており、平成11年以降全国的に積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものを思料する。

財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているものではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の財政力指数の観点から見ると、同指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと思料する。

農工法においては、原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするとともに、人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業者率を基準として法の適用の可否を判断し、相対的に工業導入の必要性が高い市町村に対する国の支援を実施しているところであり、人口が20万人を超えた地域については、一律に法の対象外としている。これは、人口が20万人を超えた時点で、既に一定程度の財政規模を持っていることから、相対的に国が支援を実施する必要性が低くなると思料されるためである。

また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は、市町村内の一部の地域ではなく、当該市町村全体で考えるべきものである。

以上により、要件の緩和は困難である。

なお、現在政府内では地方創生の観点から施策の検討が行われているところであり、その中で本制度の活用についても視野に入れて検討してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	243	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、国土交通省、総務省				

求める措置の具体的内容

市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。

市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。

【懸念の解消】

本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。

根拠法令等

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項

農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関連して実施されるものに関する事項」から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、「促進事業の実施に関する事項」のみ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。

このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、

1 市町村中心の地域の自主性を生かした農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でないこと

2 しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外される農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項(法第4条第4項)を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行う必要があること

によるものである。

したがって、同法による都道府県知事への協議・同意の義務付けは存置する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

所有権移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより、広域的な観点からの調整を図ることができるため、基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。

(農地転用については、全市町村の3割弱、本県においてはすべての市町で事務処理特例条例により実施)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされているところである(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。

なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	805	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。

【支障事例・改正による効果】

農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。

【改正後の対応】

なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。
(大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。)

【本県における協議状況】

区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度)

平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議)

平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議)

平成21年4月28日 変更告示

根拠法令等

都市計画法第23条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

区域区分に関する都市計画決定については、まとまった面積の農地を市街化区域に編入されることにより、届出のみで転用可能となることから、農地の総量確保に大きな支障が生ずるおそれがあるため、農林水産大臣との協議を廃止することは困難である。

なお、御指摘の事例では、平成19年8月に都市計画の次期定期見直しに係る県全体の対応方針案について一度説明を受けた後、平成20年8月までは特に協議を受けていない。このため、都市計画の変更案に係る下協議期間は平成20年8月から12月までの約4ヶ月間であったと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・区域区分の軽微な変更に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との連携は十分に確保することが可能である。

・今回、大臣許可を要する農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に提案しており、国土交通大臣への同意協議を廃止することにより、都道府県において一体的処理が可能になる。

全国知事会からの意見

区域区分に関する都市計画策定に当たっての農林水産大臣への協議を廃止するべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

区域区分に関する都市計画決定については、まとまった面積の農地が市街化区域に編入されることにより、届出のみで転用可能となることから、農地の確保に大きな影響が及ぶ。

また、地方公共団体における都市計画部局と農政部局の協議調整は重要であるが、一般的には地域における開発指向が強い状況下において、農林水産大臣が現場と一定の距離を置いた立場で協議を受ける制度とすることで、都市的土地利用と農地保全の観点の調整がより適切かつ確実に行われることとなるよう担保する必要があると考えている。

なお、直近5カ年(平成21年度～平成25年度)において、農林水産大臣との協議を踏まえ、全国で約2,400haの農地が市街化区域に編入されたところであるが、この他に、都道府県から、開発の見通しが立っていないにもかかわらず、優良農地を市街化区域に編入したいといった相談も寄せられており、仮に農林水産大臣との協議を廃止した場合、より多くの農地が市街化区域に編入されるおそれがある。

以上により、農林水産大臣との協議を廃止することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	925	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち地域材利活用倍増戦略プロジェクトについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

地域材の利用促進等、県の施策と重複しているので、県で一体的に実施したほうがより効果が期待できる。

根拠法令等

林産物供給等振興対策事業実施要綱

地域材利活用倍増戦略プロジェクトは、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、CLT等の新たな木材需要の創出や公共建築物の木造化等、各分野での木材利用を拡大するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ることにより、林業の成長産業化の実現を目的とする事業である。

本事業は、①全国的に顕在化してきてきた課題に対応し、事業の効果が全国的に裨益すること、②地域材の安定的・効果的な供給体制の構築にあたっては複数の府県をまたぎ広範囲になること、③主として民間事業者が行うCLTや木質バイオマス利用等の技術開発や全国的な活動を推進することなど、県を単位とした事業とは限らないことから、民間団体等への直接交付としているところ。

なお、地域材の利用促進に係る木材加工施設、木造公共施設、木質バイオマス利用施設の整備や森林整備等については、都道府県を通じて市町村や民間事業者に交付されているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち、民間事業者が行うCLTや木質バイオマス利用等の技術開発や全国的な活動を推進することについては、県を単位とした事業とは限らないため都道府県を介さない補助金は必要であると認める。

しかし、「地域材利用促進事業」のうち、①「公共建築物等の木造化等の促進」事業は、公共建築物の木造化・内装木質化について設計段階からの技術支援等を行うものであるが、実際に建設する際には、県を通じた補助を行う場合が多い。そのため、設計段階から県が関与することが必要と考える。

また、②「地域材の安定的・効率的な供給体制の構築」については、地域(山側)が一体となり、地域材の供給体制の構築を図るものであるが、県が実施する事業と重複する部分が多いため、県で一体的に実施したほうが効果が期待できる。

そのため、これらについては、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

都道府県が実施する林業事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

①「公共建築物等の木造化等の促進」事業は、木造公共建築物の設計段階から技術支援を行うソフト事業で公募により事業主体を選定し、事業をすすめているところ。

1)木造化・内装木質化にかかる技術的課題は全国で共通であることや木造建築にかかる技術者が限られることから、個別に取り組むより、国で情報を把握・収集したり、課題に対する対処方針を全国の自治体と共有することが効率的であると考えている。他方、本事業は予算事業(平成26年度:3,900万円)であることから各都道府県で同内容の事業を実施することを制限するものではない。

2)なお、貴県が懸念される設計段階での事前関与の確保については、市町村等への支援段階で検討メンバーに関わっていただくことは可能であり、支援対象先が確定した段階で所在の都道府県には積極的に情報提供を行うこととしたい。

②「地域材の安定的・効率的な供給体制の構築」については、広域流通型流通体制構築事業と地域循環型流通体制構築事業の2本柱で、公募により実施主体を選定し、事業を進めているところ。

広域流通型流通体制構築事業においては、合板や集成材の原料となる主にB材とされる国産原木が都道府県域を枠を越えて流通している現状を踏まえ、全国を8ブロックに分け、森林管理局と複数の都府県で構成される協議会を設置し、都府県間での情報交換などをすすめていただくことを目的としており、県を単位とした事業とは限らないことから、民間団体等への直接交付としており、埼玉県には、関東9県のブロックの一員として協議会に参加していただいているところ。

一方、地域循環型流通体制構築事業においては、B材とは別にこれまで適切な管理がなされてきたA材などの優良材の付加価値を高めるような取組への支援を目的としており、埼玉県においては西川材などを対象とした事業展開が想定される。

これについても、民間団体等への直接交付としているところありますが、実施要領等において、実施主体として、県や市町村の参画を排除しているものではなく、今年度採択した別の案件においても県が協議会事務局を担っているケースも見受けられる状況であり、公募の折には県等も参画していただきたいと考えているところ。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	717	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用基準の緩和				
提案団体	聖籠町				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

当町提案41による除外後の農地に限り、農地法の規定に関わらず転用可とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

当町提案41による農振除外後も農地法第4条及び第5条により転用して有効活用を図ることが出来ない場合がある。特に農地種の判断基準については、農地の性質そのものに着目したものではなく、周囲の状況等により判断されるため、遊休農地又は荒廃農地であっても、原則転用出来ない第1種以上農地として扱われることがある。

【制度改正の必要性】

エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされているが、第1種以上農地と扱われる限り転用できない。しかし、この制度改正により土地の有効活用の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することが可能となれば我が国の持続的発展に寄与することができる。

【懸念の解消策】

第1種以上農地で再生可能エネルギー施設を無秩序に開発される懸念が想定されるが、当町提案41による農振除外後の区域に限って転用を認めることから当該懸念は解消される。また、当該区域の第1種以上農地が開発されることにより、隣接農地への往来、通作等に影響がある懸念も想定されるが、もともと遊休農地又は荒廃農地であり、往来、通作等への新たな影響があるとは想定されない。

根拠法令等

農地法第4条・第5条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農山漁村再生可能エネルギー法が本年5月1日に施行され、この法律に基づき、市町村が基本計画において再生利用困難な荒廃農地等を設備整備区域に含めた場合には、第1種農地であっても例外的に転用できるよう措置している。

なお、例示図について、現耕作地の除外は遊休農地等の除外と同様に個別に判断する必要があり、一定割合(半分以上)が除外されたからといってその残りの農地についても除外を可能とするような運用は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあり認められない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	124	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	転用許可基準の条例委任				
提案団体	松前町				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び第5条を改正し、地域の実情に合った許可基準を設定できるよう条例委任すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。

そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。

土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。

しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。

地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。

そのため、地域の実情にあった許可基準を設定できるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。

【支障事例1】

片側2車線の町道が完成し、分断線としては認められたが、「特別な施設の立地条件を必要とする施設」で規定している「流通業務施設」「休憩所」「給油所」等の施設については、国、県道ではないということで認められていない。

【支障事例2】

自治体が設置する地域のコミュニティ施設や消防団の施設等、公共性の高い施設にも、同様の立地条件が適用されるため地域が要望する場所に設置できない例があった。

根拠法令等

農地法第4条第2項、第5条第2項

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国统一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であるが、宅地開発等の需要は高い。
その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、
・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

【全国町村会】

「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。

また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。

なお、まちづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けを有していない個別の農地転用許可に係る権限移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点からは必ずしも適切に対応できず、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保することが必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	747	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	市町村に対する農地転用制限の緩和				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

国又は都道府県が、地域振興上または農業振興上必要性が高いと認められる施設のために行う農地転用は、許可不要とされているが、市町村についても同様に許可不要となるよう農地転用の規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【理由】

東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。

しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。

農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。

【支障事例】

国県が農地転用する際の許可は不要であるが、市が農地転用する場合は、許可を受ける必要があるため、多大な時間と手間を要するほか、許可基準によっては、許可されない場合もある。

これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。

根拠法令等

農地法第5条第1項第1号

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

災害に備えて新たなまちづくりを目指していくのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切ではないかと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画法の理念や市の上位計画の方針をふまえ、市街化調整区域の土地利用にあたっては、市街化を抑制すべき区域としての基本的な性質を尊重し、開発行為抑制の原則を維持しながら、地域固有の課題の解消につながる土地活用を許容していくことで、適正な土地利用の誘導を図ることができると思う。

市街化区域への編入については、面積規模等要件に当てはまらない場合もあることから、地域特性をふまえたうえで、土地利用が適正と考えられる場合は、市街化区域の編入によらず、地区計画による開発が可能となるよう規制緩和を求めるものである。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

〇「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

災害に備えた新たなまちづくりを推進するのであれば、個別の農地転用による開発ではなく、農業上の土地利用との調整を図った上で、市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切であると思う。

なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	202	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和				
提案団体	瑞穂市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法4条、5条、第1項の末尾に、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでないと記述されている。
各号の追加として、「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】
当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。
東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。
また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。

【改正理由】
国全体の食糧自給の観点から、全国一律に農地を守るという考えもあるが、一方で地域によっては、中山間地に見られるように耕作放棄地が広がり農地を守ることができない又は得策でない場合がある。また、ハイテク技術を用いた農業の推進など、必ずしも農地を減らすことが農業を衰退させることに繋がらないという考え方もある。
そこで、市町村の事情に配慮した許可基準の緩和をお願いしたい。

【改正すべき制度の根拠条文】
(農地の転用の制限) 第4条、
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第5条
「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合」を、ただし書きの各号の一つとして追加する。

根拠法令等

農地法第4条、5条

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めるところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。

なお、商業、工業等の企業立地のためにまちづくりを促進するのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

農地をこれまで以上に適正な確保をするべく農地法を始めとした一連の農地関連法が改正されまもなく5年を向かえようとしています。

その一方で、日本経済の好転が見込めないうえに人口減少が予想されているために、市町村は今後の行政基盤の維持・確保のために地域活性化の方向性と方策を模索している状況であります。

農地には、山間部や山すその中山間地域の農地や1haを越える広大な農地、そして平坦地の周囲を市街化区域に囲まれた農地と様々であり、その耕作手法や農産物の種類も様々であります。

この農地の扱いは各市町村の進むべき方向を位置付ける重要な鍵であり、地域の活性化等の観点から、農地を他の用途に迅速かつ適切に変更できる法律の改正が必要であると考えています。

また、形態が様々な農地を全国統一の基準で農地転用許可の取り扱いをすることは、地域の実情が加味できず市町村が考える土地の有効活用に支障をきたす恐れもあります。

ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域へ編入すれば良いことは理解しておりますが、法手続きの一環として農地転用を前提とした国・県の農政部局との協議があるため、農地転用に係る緩和が必要になると考えています。

なお、農地を含めた総合的な土地利用については、市の総合計画や都市計画マスタープラン、県が決定する都市計画区域マスタープランにより定期的に見直しがされるため、農地転用もそれに基づき適切に行なわれることとなります。

以上のことから、権限委譲や構造特区の申請などによる対応の可能性に加え、不足する職員でも十分な事務が行える体制を構築するために市町村の裁量の拡大と手続の簡素化を求めます。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準については、全国統一の基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。

なお、農地転用許可制度については、優良農地の確保を基本としつつ、集団性や市街地化の状況など地域の実情を加味できる基準となっていることから、提案の内容については、現行の基準を適切に運用し判断していくことで対応できるものとする。

また、農業上の土地利用との調整を経た上で、都市計画マスタープランに基づき市街化区域に編入した場合や優良農地以外の農地に係る転用については、迅速な判断が可能である。

いずれにせよ、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	207	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用許可基準の一部条例委任				
提案団体	木津川市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条第2項第1号口に規定する農用地区分の基準(いわゆる「第1種農地」の基準)を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者から事務処理特例条例等により当該権限の委譲を受けたものを含む。)の条例へ委任する。
農地法第5条についても同様。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可(2haを超えるものを除く。)は、都道府県の自治事務とされている。
しかしながら、許可の基準については、同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、許可権者が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。
特に、同法第4条第2項第1号口に規定する「良好な営農条件を備えている農地」の基準のうち、同法施行令第11条第1号に規定する集団的に存在する農地の基準については、実際の農業生産性などに関わらずおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内であることをもって「良好な営農条件を備えた農地」とするものであり、本市の区域内において別紙に詳述する支障が生じている。
なお、提案の実現により優良農地が減少する恐れがあるとの指摘に対しては、現行の基準が農業生産性の低い農地を「良好な営農条件を備えている農地」と誤って規定している恐れがあるのであり、実際に農業生産性が高い農地を減少させるものではない。

根拠法令等

農地法第4条第2項第1号口
同法施行令第11条第1号

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。

なお、「集団的に存在する農地」については、10ha以上の集団農地は、高性能な農業機械による労働生産性の向上のほか、①農道、水路等の関連施設の維持・管理が効率的に行えること、②防除等の作業を効率的に行えること等のメリットがあり、効率的な農業生産が可能なまとまりを有する農地として、農業生産基盤の整備などと合わせて、担い手の規模拡大等の施策を推進できる農地であることから、制度上、第1種農地に区分することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

集団農地の規模のみをもって優良農地を規定した場合、10ha以上の集団農地には、小区画の田・畑・樹園地が混在した地域や、山裾や谷筋に位置する急勾配で日照が不良な条件不利地等が含まれることがある。

このような農地では、第1次回答にあるような高性能農業機械の利用による農業生産性の向上や、防除等の作業を効率的に行えるメリットは見込めない。また、面的な農業生産基盤の整備も困難なことから、効率的な農業経営を営む中核的な担い手への集積も困難であり、過度に非農業的土地利用を抑制することは、所有者に収益性が見込まれない農地での農業経営を強いることとなり、農業の成長産業化の妨げとなるばかりか、優良農地での再生産も困難となることが懸念される。

本市としても、国民への食料の安定供給を図るために優良農地を確保する必要性は認識しているが、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営を確保するためには、収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地を確保するべきである。

このような観点から、「10ha以上の集団農地」という基準は先述の条件不利地等を包含する危険性があり、実質的な優良農地の基準としては不十分であることから、農地転用の許可権者が、当該許可権を有する区域内の標準的な農業経営の規模や農業経営類型などを勘案して、区域内において再生産可能な経営に供することができる実質的な優良農地の基準を規定できるよう、条例に委任する必要がある。

なお、条例に委任された場合、農業景観や農村集落景観を保全する観点などから非農業的土地利用をさらに抑制することで農地の保全が図られることも期待される。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

- ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。
- ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準については、全国统一の基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。

なお、集団的に存在する農地は、農業生産基盤の整備と合わせて、担い手の規模拡大等の施策の推進により、高性能機械による効率的な農業生産が可能な要件を備えた農地であることから、長期にわたり農業上の利用を確保する必要性が高い優良農地として、第1種農地の基準や農用地区域への編入要件として位置付けているところである。

一方、農地転用許可制度上、一団の農地に該当するか否かは、傾斜や土性その他の自然的条件からみて判断することとなっており、効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合は、一団の農地として取り扱わないと判断することは可能である。

いずれにせよ、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	142	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に基づく計画(27号計画)の要件緩和				
提案団体	佐賀市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)」について、現行の“直接農業の振興を図るもの”だけではなく、“(間接的に)農業の振興を図るもの”や、“地域振興を図るもの”にも適用を拡げられるなど地方の実情に応じた弾力的な運用を可能とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。

当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、27号計画が「直接的な農業の振興」に限定され、当初認められていた農地の流動化を目的とした工業団地の開発が認められなくなった。そのため、農政局への協議に入ることすらできず、工業団地の開発に支障をきたしている。

【必要性】

今後の農業振興のためには、農地の流動化を促し、その農地を作業効率の高い大規模区画農地として担い手に集約することで、農業経営の規模拡大による効率性と生産性の向上を図ることが求められている。

農地の流動化を促進する目的で「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」として工業団地を開発し、離農を希望する小規模農家や、担い手への農地集約を希望する兼業農家の就業機会を増大させ、これによって流動化した農地が担い手に集約される。これらにより、本市の農業生産性の向上が図られることから、農業の振興にも資するものであり、ひいては地域の活性化にも寄与するものである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第27号に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)については、農業の振興との関係が希薄な施設が散見されたことから、平成21年の農地法等改正と併せて、対象となる施設を「地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設」に限定するなど、運用の厳格化を図ったところであり、これを緩和することは困難である。

なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域への編入など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	203	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に係る手続きの簡素化				
提案団体	瑞穂市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農振法第8条4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
上記に、「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】

当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。

東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。

また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。

【改正理由】

農地転用をするには、前段の処理として、当該農用区域内の土地を農用区域から除外するため、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。この計画変更にあたり、市町村の意向を十分に反映させるため、特殊な場合の例外規定を設ける。

【改正すべき制度の根拠条文】

(農地の転用の制限) 第8条、4項の追加

「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」を追加。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条、4項(農振法)

市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要がある、市町村が事業計画を策定したことをもって、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。

なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農村地域工業等導入促進法の活用など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、国の施策で主食用米の生産調整として減反率が約40%と設定されています。農業者の高齢化や離農者の増加と相まって優良農地とされている10ha以上の一団の農地においても、管理が十分ではない農地が散見される状況であります。

一方で、TPPIにより関税撤廃が議論されている中で平成30年に生産調整も廃止される予定となっており、農地の確保に対して国の方針が明確となっていないように感じられます。

農業振興地域整備計画の変更の際に必要な都道府県知事との協議・同意は、市町村により農地の立地条件(土地としての価値)や考え方も異なることから、県が地域の実情を十分に反映することが困難となる場合もあると考えられます。

ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域へ編入すれば良いことは理解しております。ただし、法手続きの一環として農業振興地域整備計画の変更を前提とした県の農政部局との協議があるため、整備計画の変更に係る緩和が必要になると考えています。

なお、農地を含めた総合的な土地利用は、市の総合計画や都市計画マスタープラン、県が決定する都市計画区域マスタープランにより定期的に見直しされるので、農業振興地域整備計画も適切に変更されることとなります。

また、農村地域工業等導入促進法につきましては、当市におきましても既に活用しておりますが、エリアや会社に変更となった場合等の変更手続きに膨大な時間と労力が必要となり即効性に欠けることがあります。

以上のことから、市町村の意向に即した土地利用ができるよう、市町村の裁量の拡大と手続の簡素化を求めます。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があり、市町村が事業計画を策定したことをもって、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。

また、

- ①調整に時間がかかるという理由をもって、総合的な土地利用計画に基づかず、個別に、農用区域からの除外や農地転用を行うこと
- ②県の農政部局との協議を簡素化するために、農業振興地域整備計画の変更に係る基準を緩和することについては、計画的な土地利用や優良農地の保全が図られなくなる懸念がある。

なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	208	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地区域指定基準の一部条例委任				
提案団体	木津川市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号に規定する農用地区域に指定すべき農用地等の集団性の規模に関する基準を市町村の条例へ委任する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定による農業振興地域整備計画の策定は、市町村の自治事務とされている。

しかしながら、当該計画のうち農用地利用計画(同法第8条第4項の「農用地利用計画」。)に定めるべき農用地区域(同法第8条第2項第1号の「農用地区域」。)の基準は、同法第10条第3項第5号を除き同法及び関係政省令により全国的に統一された基準となっており、市町村が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。

特に、同法第10条第3項第1号に規定する「集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの」の基準については、同法施行令第6条により「10ha」と定められており、市町村が同法第10条第1項の規定に基づき「自然的経済的社会的諸条件を考慮」して定める余地はない。

農用地区域は、農地法第4条第2項及び第5条第2項の規定により原則として農地を農地以外の用途へ転換することが認められないことから、提案事項「農地転用許可基準の一部条例委任」と同様の支障が生じており、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して指定が行えるよう現行の指定基準を参酌すべき基準としたうえで市町村の条例へ委任する。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第1号
同法施行令第6条

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、農用区域に確保することが必要と認められる土地について、全国統一した基準を示しているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは困難である。

なお、同法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないこととなった場合には、農用区域から除外することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市としても、国民への食料の安定供給を図るために優良農地を確保する必要性は認識しているが、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営を確保するためには、収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地を確保する必要がある。

10ha以上の集団農地であっても、小区画の田・畑・樹園地が混在した地域や、山裾や谷筋に位置する急勾配で日照が不良な条件不利地など、面的な農業生産基盤の整備などによる農業生産性の向上が困難な地域もあり、このような農地が全国統一の基準により当然に農用区域に指定されることとなれば、原則的に非農業的土地利用への転換ができないこととなり、農家に条件不利地での農業経営を強いることとなる。

このような事態は、「食料・農業・農村基本計画」に示された再生産可能な経営の支障となるものであり、耕地利用率の上昇による食料自給率の向上を図るためにも、農業経営の収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地及び今後そのような農地となることを見込まれる農地を、市町村が地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して規定できるよう、農用区域の指定基準を条例に委任するべきである。

全国知事会からの意見

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、

・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。

・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。

国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、農用区域に確保することが必要と認められる土地については、全国統一の基準を示しているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは困難である。

一般的には、10ha以上の規模の一団の農地については、効率的な農業を行うことが可能な条件を備えており、農用区域に含めるべき土地であるが、集団性の規模である10ha以上であるかどうかの判断に当たっては、地形等により通作等に支障が生じないか等も考慮することとしている。

なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	755	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

産地活性化総合対策事業に係る補助金交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
新品種・新技術等を活用した産地形成の取組に対する支援など産地活性化総合対策事業においては、国から民間団体等の事業主体へ直接交付されている。

【制度改正の必要性】
当該事業の実施には高度な農業技術の確立や技術確立後の広域的な技術普及が必要であるため、農林振興事務所や農業改良普及センター、専門技術員等との連携によるきめ細やかな技術指導が必要である。

【支障事例・効果】
実際には、市町、生産者団体、農協の三者だけで事業を進めている背景があり、専門の技術職員の不足から、地域全体への波及効果や技術の底上げ効果が低い。
実際に事業を実施した小野市の事例では、事業前の平成21年度1.1haであった有機農業面積が、事業実施後には約5.1haにとどまるなど、面積の広がりも小さかった。
したがって、円滑に事業を推進するために補助金交付事務は都道府県が担うべきである。また、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地域の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能となる。

根拠法令等

産地活性化総合対策事業実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

平成18年度の三位一体改革を踏まえ、平成23年度に創設された本事業については、全国レベルの先進的な農業技術のモデル導入や国が進める方針に基づく産地振興など直接国が関与すべきもののみを支援対象としており、国が公募により事業実施主体を直接採択し、補助金の直接交付を行っているところです。

このため、交付事務を都道府県に移譲することは不適切と考えます。

なお、交付に関する権限を移譲せずとも、都道府県の出先機関や専門技術員等が積極的に関与し、細やかな指導を行うことが可能と考えますので、効果的な事業の実施をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・国による方針が示されていれば、都道府県が交付事務を担っても、公平な審査が可能である。
- ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。

全国知事会からの意見

- ・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都道府県との施策連携を密に図るため、事業の採択状況等について、都道府県に情報提供を行うように努める。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	756	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

農山漁村地域の居住者・滞在者を増やすための対策を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」において、市町が策定した計画に基づく事業については、都道府県を経由せず国から直接市町に交付されている。

【支障事例】

県が計画策定に関与することがないため、計画主体となる市町に対し、広域的な観点での計画策定に対する指導等が実施できていない。

【改正による効果】

中山間地域の活性化については、都道府県においても複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高め、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

根拠法令等

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づく国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。

このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。

なお、御指摘の一括交付金化については、

- ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定住等のための施設整備を、
- ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、
- ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や簡易な補修等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・計画策定の主体は市町村であり、都道府県が交付事務を行っても、市町村の自主性や主体性が損なわれることはない。

・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できることとしている。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。(全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。)

なお、都道府県が市町村と共同で計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	915	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、平成19年に制定された農山漁村活性化法に基づく国の重要な政策手段として、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

このため、本交付金は、国の支援の在り方として地方の裁量度を大幅に拡大し、今までの交付金と異なり、市町村の自主性や主体性を尊重するために、市町村への直接補助を可能としたものである。ただし、交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとしている。

このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分ご活用いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、地域の主体性と創意工夫を活かした農山漁村活性化の取組を支援する事業である。

交付金の交付を受ける前提となる活性化計画の作成時において、都道府県又は市町村がそれぞれ単独で計画を作成する場合のほか、都道府県と市町村が共同で計画策定に取り組むことができる仕組みとなっている。

このことから市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

また、国は全体の目標を掲げ、地域の事情により精通している県が直接対応することにより、直接交付・間接交付の事務処理の煩雑化も無くなり、地域と連携して効率的に作業を進めることが可能である。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

農山漁村地域の抱える課題や存在する地域資源等に最も精通しているのは基礎的自治体である市町村であることから、活性化計画の作成主体は市町村を基本としている。一方で、広域的な見地から都道府県においても事業を実施できることとするため、活性化計画は都道府県も作成できることとしている。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、計画主体の自主性・主体性が発揮できるよう計画主体である市町村又は都道府県に交付することとしている。(全国市長会からは、市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることから慎重に検討を行うべきとの意見も出されている。)

なお、都道府県が市町村と共同で計画策定に取り組むことにより、都道府県に交付金が交付され、市町村や民間事業者等へ配分できる仕組みとしていることから、現行制度の活用を検討いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	757	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

都市農村共生・対流総合対策交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等に係る取組を支援する「都市農村共生・対流総合対策交付金」については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。

【制度改正の必要性】

都市と農山漁村の交流、グリーン・ツーリズムなどを推進する組織づくりや人材育成を図るためには、地域によって地勢や社会条件が異なるにもかかわらず、全国的視点で画一的に選定することで効果的と言えるのか疑問である。

【改正による効果】

そこで、地域の実情を把握し、かつ広域的な地域振興に精通している都道府県が総合的な視点に立った実施主体の選定や指導等を行うことにより、より効果の高い事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

根拠法令等

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。

御指摘の一括交付金化については、

- ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、定住等のための施設整備を、
- ・「都市農村共生・対流総合対策交付金」は、主に、都市農村交流による地域活性化を図るためのソフト活動を、
- ・「『農』のある暮らしづくり交付金」は、もっぱら都市的地域を中心とした地域を対象として、「農」のある暮らしの推進に向けたソフト活動や簡易な補修等を支援するなど、それぞれの交付金の趣旨が異なっていることから、一括交付金化は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・本事業を効率的、効果的に推進するためには、地域の実情に精通し、他の事業と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に交付事務を移譲すべきである。
- ・都道府県が主体となっても、全国への適切な情報提供は可能である。

全国知事会からの意見

- ・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

本交付金を国が直接交付するのは、御指摘の「全国への適切な情報提供」のみならず、前回回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立った上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	918	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

現在、農山漁村地域では、著しく高齢化が進行するなど、集落機能や地域コミュニティ活力が低下し、食料の供給や国土の保全等にも支障が生じかねない状況であり、このような事態は、一地方の不利益のみならず、国全体の不利益になることから、農業農村政策については、市町村行政による取組に加えて国として積極的に支援していく必要がある。

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

このため、本交付金は国が全国的な見地から実施することが適当であり、都道府県に交付事務を移譲することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、集落連合体を各地で立ち上げ、国が関係省庁連携の下、都道府県域などの地域を越えた人と情報のネットワークを通じて、外部人材や都市人材の活用を図りながら、地域活性化を総合的に支援するものであり、このような取組をモデル的に推進し、優良事例を全国へ情報発信することを通じて他地域への横展開を図ることとしている。

しかし、県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施の方がより効果的に実施が可能となる。

そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

全国知事会からの意見

・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

本交付金を国が直接交付するのは、前回回答にあるように、都道府県域を越えた全国的な見地に立った上で、モデルとなる地域を選定・推進すること等を企図しているためであり、都道府県に本交付金の交付事務を移譲することは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	758	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

交流農園や福祉農園の整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。

【制度改正の必要性・効果】

都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分なことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。

また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

【支障事例】

都市計画区域内で施設を整備するのに必要な法手続を、国が指導していなかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していれば防ぐことのできた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「『農』のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国の動向を見て今後の対応を検討する。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

「『農』のある暮らしづくり交付金」については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	917	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

本年6月に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「『農』のある暮らしづくり交付金」が廃止の評価を受けたため、今後の取扱いは未定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本交付金は、社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加しており、都市及びその近接地域において、都市農業の振興・都市農地の保全のための取組及びこれに付随する簡易な施設の整備や「農」と関わるための施設、地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設等を整備するものである。

そこで、県や市町村の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施することが可能となる。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。

なお、都市農業施策に関わる事業は重要であり継続を願いたい。

全国知事会からの意見

・国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

「『農』のある暮らしづくり交付金」については、行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成27年度の予算要求を行わないこととした。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	759	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米からの転換作物等について、特定の品目を戦略作物として指定し、全国一律の単価を設定しており、国が、直接、農業者にその作付けに合わせて交付金を交付している。

【支障事例】
本県で作付を推進している野菜は、本県の水田への作付面積では、麦や大豆、飼料作物よりも大きく(約4倍)、水田活用を進めるための最も重要な作物となっている。
野菜の作付推進には、県や地域段階の産地交付金活用も実施しているが、その他の地域特産物の振興や、麦・大豆の団地化の取組推進との兼ね合いもあり、十分な支援につなげていない。(本県の野菜作付面積:H22年 9,480ha → H24年 9,340ha(△140ha))

【制度改正の必要性・効果】
現状では、戦略作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で作付を推進している野菜は、対象作物とされていない状況である。
地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る上でも、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で出来るようすべきである。
また、都道府県が実施する各種振興施策と連動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。

根拠法令等

経営所得安定対策等実施要綱

水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な麦、大豆、飼料作物等の戦略作物に対する支援(戦略作物助成)に加え、地域が取組内容(作物等)・単価を設定できる産地交付金の仕組み(交付については、戦略作物助成、産地交付金ともに国から農業者に直接交付する仕組み)を設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されています(H25:539億円→H26:804億円)ので、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたいと考えています。

麦、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本作化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じることがないようにする必要があり、対応は困難であるところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国による基準が示されていれば、都道府県が交付主体となっても支障は生じない。むしろ、地域を熟知する県の方が適切な審査・運用が可能である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

前回お答えしましたように、水田活用の直接支払交付金においては、国としての水田フル活用の推進のために全国的な作付の拡大が必要な戦略作物に対する支援に加え、地域が取組内容・単価を設定できる産地交付金の仕組みを設けており、本年度はその予算額も大幅に拡充されていますので、野菜等の振興については、当該交付金を有効に御活用いただきたいと考えています。

麦、大豆、飼料用米等の戦略作物については、内閣として先般取りまとめた農政の見直しの重要な柱として、その本作化及びそれによる水田フル活用を着実に進めることとされていますので、それに支障が生じることがないようにする必要があります。

このため、ご提案の実現は困難であるところですが、都道府県への情報提供を通じて、都道府県との施策連携を密に図ってまいります。

なお、国が行っている交付事務を都道府県で行うことについて、その人員の確保等が難しいため、移譲しないでほしいといった声も聞こえているところであり、このような意見も十分踏まえる必要があると考えます。